

10 生徒の左傾思想取締に関する件に付東京帝国大学等へ通牒
〔大正十五年五月〕

(注記1)

大正十五年五月十日(抹消)

(佐々木)

(注記2)

学校課長 (赤間)

専門学務局長 (粟屋) 後関

大臣 (岡田) 五月十二日裁定 (注記3)

次官 (松浦)

実業学務局長 (武部)

普通学務局長 (關屋)

督学官 了自署 (山西)

(注記4)

年月日

専門学務局長
実業学務局長

(注記5)

高等学校長

東京帝国大学

北海道帝国大学

総長

(注記6)

東京商科大学長

官公立実業専門学校長

東京外国語学校長

東京農業大学長

大倉高等商業学校長

松山高等商業学校長

東京写真専門学校長

各宛

生徒ノ左傾思想取締ニ関スル件

今回ノ高等学校校長會議並実業専門学校校長會議ニ於テ^(抹消)〔附〕^(加筆)〔協〕議^(加筆・抹消)〔決定〕相成タル生徒^(加筆)〔大学予科、専門部及実科ノ生徒〕ノ左傾思想取締ニ関スル要項左記ノ通ニ有之ニ付御了知ノ上御^(マ)願^(マ)行相成様致度為念此段御通報ニ及フ

記

一社会科学研究会讀書会等何等ノ名義ヲ用フルヲ問ハス左傾^(抹消)〔思想研究ヲ目的トスル〕^(加筆・抹消)〔的傾向ヲ有スル〕^(加筆)〔思想研究ヲ目的トスル〕^(抹消)〔団体ノ設立ヲ許ササルハ勿論生徒カ個人トシテ^(加筆)〔モ〕左傾思想^(抹消)〔ヲ研究スルコトヲモ禁止スルコト〕^(加筆)〔二陥ル^(加筆)〔フ〕虞アル研究ヲ為^(抹消)〔スコトヲ〕サ^(抹消)〔シメサル〕^(加筆)〔サル〕様注意スルコト

二生徒カ左傾団体ニ加入シ、實際運動ニ関与シ若ハ危険思想ヲ鼓吹宣伝スルヲ禁止スルコト

三弁論會講演會等ヲ開催スル場合ニ於テハ予メ其ノ演題並要旨ヲ報告セシメ出演者ニ於テ危険思想ヲ謳歌鼓吹スルカ如キコト無キ様注意スルコト

生徒カ学校外ニ於テ演説ヲ為サントスル場合亦タ同シ

四雄弁聯盟等ノ名義ノ下ニ他校生徒ヲ参加セシメテ弁論會ヲ開催スルコトヲ禁止スルコト但シ外国語大会學術講演會其ノ他弁論會ニシテ参加学校ニ於テ第三項ニ準^(抹消)〔スル外尚監督員ヲ派遣スルカ如キ特ニ〕^(加筆)〔シ〕適當ナル監督ヲ為ス場合ハ此ノ限ニアラス

五校友會雜誌等當該学校ノ機関タルカ如キ名称ヲ付スル出版物

ニツイテハ発行前其ノ記事ヲ審査スル等学校当局ニ於テ適當ナル監督ヲ為スコト其ノ他生徒ニ於テ編輯配布スル文書図画ニツイテモ前項ニ準シ之カ監督ヲ為スコト

六前記各項ニ依ル禁止又ハ命令ニ背クモノアルトキハ其ノ情状ニ応シテ相當ノ処分ヲ為スコト

案ノ二

今回高等学校校長會議並実業専門学校校長會議ニ^(抹消)〔附〕^(加筆)〔於テ〕^(加筆)〔協〕議相成タル生徒ノ左傾思想取締ニ関スル要項左記ノ通ニ^(抹消)〔付〕^(加筆)〔有之〕御参考ノ為御通報致スニ付貴校ニ於テモ取締方充分御注意相成度依命通牒ス

年 月 日

普通学務局長

東京広島両高等師範学校長宛^(抹消)〔各〕^(加筆)〔通〕^(加筆)〔宛〕

〔秘親展〕

専門学務局長

大阪外国語学校長

東京美術学校長東京音楽学校長〔各宛〕

〔秘親展〕

案ノ三

年 月 日

専門学務局長

京成帝国大学総長

旅順工科大学長

〔注記8〕

学習院長

台湾高等学校長

台湾高等商業学校長

南満州工業専門学校

生徒ノ左傾思想取締ニ関スル件

各宛

(注記 9) 今回ノ高等学校長會議並実業専門学校長會議ニ於テ附議相成タル(抹消) (左) (加筆) 生徒(大学予科生徒)ノ左傾思想取締ニ関スル要項

左記ノ通ニ有之ニ付御了知相成度御参考ノ為此段御通報ニ及ブ

記

前案ノ通り記スコト

(注記 1)

「 よノ」

(注記 2)

「文部省 発專 92号・15年 5月 13日」

(注記 3)

「記録掛 ・・ 受領」

(注記 4)

「發送済 5月 13日」
〔 (官下)〕

(注記 5)

「四五」(簿冊内件名番号)

(注記 6)

「 親展」

(注記 7)

「括弧ハ帝国大学、商科大学及農業大学ニ対スル通牒ニ附スルコ

ト」

(注記 8)

「 親展」

(注記 9)

「京城大学旅順大学ニハ括弧ヲ附スルコト」

〔自大 9 年至大 15 年 学生生徒総規
第 1 冊〕 文部省 34.32-6, 2450